

DX人材育成研修業務委託基本仕様書

山形市を甲とし、DX人材育成研修業務委託契約（以下「契約」という。）にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

1 事業目的および概要

働きやすい職場環境づくりを推進し、市内企業の魅力向上を図るための取組として、企業単位では実施が難しいDX人材の育成研修を市が行うことで、デジタルを活用して企業や地域の課題を解決する思考力・実行力を持つDX人材の育成と、市内企業におけるDXの底上げを図るためのDX人材育成研修（以下「研修」という。）を開催する。

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

3 業務内容

本事業の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 研修の企画

「市内企業におけるビジネスとデジタルを繋ぐDX人材」を育成するための研修を企画する。企画に当たっては以下の要件を満たすこと。

① 研修の内容

ア デジタル技術を用いて自社の事業をどのように変革していくのかを構想し、関係者をリードしていく人材が求められることから、研修受講者が自身の課題も研修題材とした研修によりDXを「自分ごと化」することで業務を変革し、社内で関係者を巻き込んだ行動変容が促進されるような育成研修を実施する。

イ 研修内容は、アクティブラーニング型とし、DX推進に必要となるデジタル技術（ノーコードプログラミング等）の体験を通じ、自らの業務等におけるデジタル技術を活用した課題解決等の企画立案の参考となるようなワークショップ（少人数制の演習）とすること。

ウ 平易な内容から実践的な内容までを、段階を踏んで実施すると共に、個々の参加者の理解度、達成度に応じて的確な指導が出来るよう、サポート要員を配置する等に実施体制を構築すること。AIやプログラミングの研修は必ずしも必要としない。

② 対象者

市内事業所で働く方を対象とし、参加人数は1回あたり概ね25名程度とする。参加者の職種、年齢、役職、デジタルに関する前提知識は問わない。25名を超える参加希望がある場合は、会場の規模や定員に応じて調整を行なうものとする。

③ 研修会場の選定

研修会場は山形市男女共同参画センターとする。会場は、甲が予約し、会場使用料は委託費に含まないものとする。

④ 開催方法及び開催回数等

研修は、対面形式で1回あたり連続する2日（7h/日×2日）でプログラムを構成し、年2回開催すること。

⑤ 開催時期等

研修の開催時期は、それぞれ令和6年11月、令和7年1月とし、開催日については、甲と協議のうえ決定すること。

(2) 募集・広報

募集・広報活動は甲と乙が協力して行うものとする。チラシ等周知媒体は乙が作成すること。甲と乙は乙が作成した周知媒体を用いて積極的に事業PRを行い、参加者や参加企業の募集に努めること。

(3) 研修の実施

① 講師・スタッフ等の選定・連絡調整

講師・スタッフの旅費、宿泊費及び昼食代は委託料に含むものとする。

② 研修資料・スライド等の作成

③ 備品の手配

ア 必要な備品を手配すること。

イ 以下の備品については、甲から貸し出し可能だが、乙の所有物を利用可能な場合は、それを優先する。

・プロジェクター・接続用ケーブル・レーザーポインター・延長コード
・コードリール

④ 会場設営、機材配置及び撤収

⑤ 研修の運営、進行及び管理

⑥ 参加者が研修で使用するツール・ソフト類の確認及び受講サポート

様々な参加者が想定されるため、使用ツール・ソフト類の確認、研修前のオリエンテーション、研修中の操作のサポート等を十分行うこと。

⑦ 記録

研修の様子を適宜、写真または動画で記録すること。

(4) 振り返りの実施

各回研修会の開催後、参加者を対象とした振り返りを実施する（オンライン可）。

実施方法及び実施日等については甲と協議のうえ決定すること。

(5) アンケートの実施

乙は参加者にアンケートを実施し、集計結果を甲に提出すること。アンケートの実施に際しては、参加者より7割以上の回答を見込み、工夫して実施すること。また、アンケートの内容については事前に甲と協議の上決定するものとする。

4 委託業務の対象経費

委託業務の内容に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。また、本ワークショップ参加者に料金負担を求めるないこと。

(1) ハード面の経費（施設等の設置又は回収に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）

(2) パソコン、OA機器、電話機等のソフトウェアも含めた購入経費

(3) 5万円以上の物品の取得経費

5 執行状況等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、市の定める方法により速やかに報告すること。

6 委託業務に係る成果品等

- (1) 完了通知書（指定様式）
- (2) 事業実績報告書（写真または動画を添えること）
- (3) アンケートの集計結果

7 再委託の禁止

本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、研修の講師等に関する業務及びあらかじめ甲の承諾を得た場合を除く。

8 特記事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- (4) この事業により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (5) この事業にかかる苦情等については、受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

9 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度甲と協議するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従業者の明確化)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従業者への周知)

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従業者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(再委託先への義務等)

第12 乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告義務)

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第16 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(実地調査等)

第17 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をることができる。

(再委託先への実地調査等)

第18 乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をることができる。

(勧告)

第19 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、

乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(国外における取扱いの禁止)

第20 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第21 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第22 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 「甲」は山形市を、「乙」は受託者をいう。